

「山形県立ふれあいの家」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県立ふれあいの家」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 施設名 山形県立ふれあいの家
- 2 募集期間 令和7年6月10日から令和7年7月15日まで
- 3 申請団体数 1団体
- 4 指定管理者として指定した団体
団体名： 社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
住 所： 山形市大字大森 385 番地

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計5名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
1 基本事項	(1) 施設の設置目的と管理運営の基本方針	○県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ○申請者の経営モラルが適切か。	満たしていなければ失格
	(2) 収支計画の適確性及び実現の可能性	○申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ○収支計画と事業計画との整合性が図られているか。 ○収支計画は実現可能なものか。 ○業務遂行のための適切な積算となっているか。 ○現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	
	(3) 施設の維持管理の適確性	○当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ○県が求める維持管理の基準に合致しているか。	
	(4) 労働関係法令の遵守	○労働関係法令を遵守しているか。 ○最低賃金を遵守しているか。	
2 施設の平等利用の確保	(1) 平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	○生活弱者等の利用のしやすさへも配慮しており、事業内容に偏りがないか。 ○正当な理由のない利用の拒否や、不当な差別的取扱いはないか。	5点
3 事業計画書の内容が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができること	(1) 管理経費における経済性	○利用者へのサービス水準を維持しつつ、提案額は県が示す上限額と比べ節減が図られているか。	10点
	(2) 施設のサービス向上を図るための具体的手法	○利用者に対して行う支援内容等が適切か。 ○共同生活上、利用者が守るべき規律については、利用者の意見が極力尊重される仕組みになっているか。 ○利用者に対し、適切な相談及び助言を行うことのできる体制となっているか。 ○利用者の栄養管理に配慮した給食の提供（食事の介助を含む。）が行われる体制となっているか。 ○利用者に対する社会生活上の便宜の供与の内容は適切か。 ○利用者の健康管理の内容は適切か。また、通院時等には必要な便宜（同行や送迎等）が図られているか。 ○自主事業（新規事業等）の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。	35点

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
3 事業計画書の内容が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができること	(2) 施設のサービス向上を図るための具体的手法	○準備業務（業務引継ぎ）に関する内容及びスケジュール等が適切か。	
	(3) 施設の維持管理の内容の妥当性	○施設・設備等について関係法令に則り適切に計画されているか。また、維持管理の効率化について適切な取組内容となっているか。 ○施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災、事故防止、感染症防止等の対策）は十分か。	7点
	(4) 地域との連携	○地域との連携内容は適切か。 ○地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	6点
4 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	(1) 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	○職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ○配置職員において実務経験者を適切に配置するなど、自立支援に係る処遇レベルを確保できる体制となっているか。 ○指定管理者に求められる業務を適確に実践できる管理人を配置しているか。 ○組織体制、勤務体制及び管理・責任体制が適切であるか。 ○職員に対する研修内容が、支援の困難性の高い利用者等に対応した計画となっているなど適切であり、かつ実行する体制が整っているか。 ○過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	9点
	(2) 安定的な運営が可能となる経済的基盤	○指定管理者の指定申請にあたり、法人等内の意思決定が適切に行われているか。 ○財務状況等、申請者の経営基盤が安定しているか。 ○金融機関等の支援・協力体制は十分か。	9点
5 その他	(1) 利用者要望への対応	○利用者等からの苦情等の把握及びそれらを解決するための措置が適切か。	5点
	(2) 緊急時の対応	○非常災害への対策（防災訓練、未然防止対策を含む。）に関する計画は適切か。 ○事故が発生した場合の対応方法、損害賠償保険への加入及び再発防止対策等は適切か。	4点

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
5 その他	(3) 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	○情報公開、個人情報保護及び公益通報者の保護に関する取組みについて、関係法令を遵守し、適切に計画されているか。	4点
	(4) 地域経済への貢献	○地元企業への参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	3点
	(5) 県の施策への協力	○県が認める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	3点
合 計			100点

※ 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

- | |
|---|
| ①エコアクション21取得
②障がい者雇用
③子育て支援
④やまがたスマイル企業認定制度
⑤建設雇用改善優良事業所表彰
⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
⑧女性の活躍推進
⑨協力雇用主としての活動
⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む）
⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
⑫その他必要と認める施策 |
|---|

7 選定理由

山形県健康福祉部指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会」を指定管理者の候補者として選定した。

区分（選定基準）	点数（社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会）
1	基本事項の選定基準を全て満たしている。
2	4. 0 0
3	4 3. 4 4
4	1 5. 1 2
5	1 5. 2 8
合 計	7 7. 8
提案額が県の提示した上限額とほぼ同額になったことについては評価が低かったが、財務状況等、経営基盤が安定していること、利用者の高齢化や障がいの状態に応じた支援体制、地域のイベントやお祭りへの参加など地域交流にも積極的に取り組んでいることが評価された。	

（注１）点数は、各審査員の平均値である。

（注２）点数は、小数第２位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準１～５までの集計値と一致しない場合がある。

８ 指定期間 令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

９ 指定 令和７年９月県議会の議決を経て、令和７年１０月１７日に指定管理者として指定した。